ものづくりマイスター制度実施要項

（目的）

第１条　熟練技能者の高齢化や若年者のものづくり離れにより、本県産業を担うべき優れた熟練技能の維持・継承が危惧されていることから、本県の優れた技能者をものづくりマイスターとして認定し、その社会的評価を高めるとともに、ものづくりマイスターの活動により、技能の維持・継承及び発展や人材の確保・育成を図り、ものづくりの振興に資する。

（認定対象職種）

第２条　ものづくりマイスターの認定対象となる職種は、別表の技能検定職種及び技能を必要とする職種で、知事が認めるものとする。

（認定方法）

第３条　ものづくりマイスターは、知事が次の各号の全てに該当する者の中から認定する。

（１）対象職種の技能検定試験１級以上に合格した者又は同等以上の技能を有している者で、県下で第一級と認められる者

（２）県内に居住又は県内の企業・事業所等に勤務している者

（３）対象職種に15年以上従事している者又は従事していた者

（４）ものづくりマイスターの活動ができる者

（５）過去に当制度の同職種に認定されていない者

２ 知事は、認定にあたって、別に定める茨城県ものづくりマイスター選考委員会の意見を聞くものとする。

（応募方法）

第４条 ものづくりマイスターへの応募は、企業又は団体もしくは市町村の長からの推薦によるものとする。

２ ものづくりマイスターの認定推薦をしようとする者は、認定推薦書（様式第１号）により知事に推薦するものとする。

３　その他応募に関する事項は、別に定める。

（処遇）

第５条　ものづくりマイスターに認定された者には、認定証、徽章及び名刺を授与する。

２　認定証及び徽章並びに名刺の形式、その他事項については別に定める。

（活動）

第６条　ものづくりマイスターは、本県ものづくりの振興に寄与するため、次の各号に掲げる活動を行う。

（１）企業が必要としている技能の維持、継承、発展のための活動

（２）県立産業技術専門学院等の職業能力開発施設で行う職業訓練の講師

（３）学校等で行うものづくり体験教室などの講師

（４）高校生等のインターンシップ活動の指導

（５）技能に関する講演会、シンポジウム、セミナー等での講師･パネリスト･実演等

（６）その他ものづくりに関する活動

（報告）

第７条　ものづくりマイスターは、前年度の活動実績を別に定める期日までにものづくりマイスター活動状況報告書（様式第２号）により知事に報告する。

（その他）

第８条　この要項に定めるもののほか、制度の運用にあたって必要な事項は、別に定める。

付　則

この要項は、平成１２年８月２１日から施行する。

付　則

この要項は、平成１３年７月　４日から施行する。

付　則

この要項は、平成１４年８月２８日から施行する。

付　則

この要項は、平成２０年１０月２８日から施行する。

付　則

この要項は、令和４年９月２７日から施行する。